

幕張サンハイツ管理組合緑化協定

（協定の目的）

第1条 この協定は、私達の団地を、サンサンと輝く太陽のもとで、四季をと
おして濃い緑と、美しく咲き誇る花でおおい、小鳥のさえづる環境とし、そ
して失なわれつつある自然の恵みが味わえる明るい団地にすることを目的と
します。

（協定の名称）

第2条 この協定は、幕張サンハイツ管理組合緑化協定（以下「協定」といい
ます。）といたします。

（協定区域）

第3条 協定の対象となる土地の区域は、幕張サンハイツ管理組合（以下「管
理組合」という。）の管理する敷地内全域とします。

（協定の締結）

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」
という）第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

（協定の効力）

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法律による認可を千葉市
長に求め、その認可の公告があった日から効力が生ずるものとします。また
この日以後に新たに土地所有者等となった者に対しても、その効力がおよぶ
ものとします。

（協定の変更および廃止）

第6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし、
法律による認可を受けるものとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者全員の過半数の合意を必要とし、法律

による認可を受けるものとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告のあった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため植える木などについて、次のとおり決めます。

植える木の種類

植える木は、団地内のみどりを豊かにするばかりでなく、近隣的环境をよくするとともに、幕張西地区の楽園としてすばらしい団地を築くため、次のような種類における品種を選び植栽することとします。

(1) 緑を楽しむ木

まつ、ひまらやすぎ、かいづかいぶき、びゃくしん、かえで、しらかば
さんごじゅ、げっけいじゅ、やまもも、しゅろ、たけ、その他

(2) 花の咲く木

うめ、さくら、もも、つばき、さざんか、なつつばき、さつき、つつじ
もくせい、ねむのき、たいさんぼく、さるすべり、ふじ、はたん、その他

(3) 小鳥が寄ってくる木(実のなる木)

せんりょう、まんりょう、なんてん、まゆみ、うめもどき、びらかんさ
しゃりんばい、くろがねもち、ざくろ、あんず、なつめ、やつで、あおき
つげ、その他

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2. 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、せん定等の樹木の保護、および育成にかか

る管理は、管理組合に委任するものとします。

3. 植栽した樹木は、管理組合の承認を得なければ伐採又は、移植することは出来ないものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または、重大な過失により、植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反した者に対してとりきめたことがらの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができます。違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわって、これを行ない、要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとする。

この協定書が全員の合意により、成立したことを証するため、各自記名押印します。

昭和 年 月 日